

別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条関係））

角田市告示第23号

公告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年2月13日

角田市長 黒 須 貫



1 集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積	経営管理 権の存続 期間	備考
		別紙参照				

2 縦覧場所 角田市農林振興課、角田市のホームページ

3 本公告により、角田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上